P 助 郷 村の負担を苛酷なものにした。

江

尻が四七文、人足が三五文となった。 年(一八六五)からは、 文から三六文に、 され、筑前六宿の本馬賃銭は四一文から五三文に、 安定であったのである。 四三文、人足一六一文となり、 里当たりの御定賃銭は、 元治 物価も激しく高騰し、 元年 (一八六四) 人足が二一文から二七文になった。 更に三割増となり、 九月、 本馬三一九文、 幕末の世相とともに人々の生活は不 ようやく元賃銭 激しく上昇した。しかし、米 同四年(一八六八)には、 半馬二三八文、軽尻 本馬が六九文、軽 0 三割 軽尻が二一 翌慶応元 増と改正

勝 山町 域 へ通じる近隣の道

彦山道」とあるように、 坂越彦山道 小倉道と石 交通上、 重要な地点であった 行橋市天生田の交差点隅に立っている石の道標 天生田 天生田 より北は「小倉道」、 はクロスロード (図 5 | 16参照)。 (十字路) とし 南は 「石坂越

ろであるが、 る道という意識が 「小倉道」というよりも、 ここでいう「小倉道」とは、 流末を経て大橋へ至るルートのことである。 当時の人びとの感覚としては、 強 かったのであろう。 むしろ、「大橋道」というべきとこ 天生田より、 城下町小倉へ通じ 犀川に沿って北進 したが って、

豊前道」 (小倉— -曽根-- 苅田 椎 田 — 松

> 手永宿」、「国作手永大庄屋役宅」などもあって、 がT字形に交差する街であり、 間の宿」一二の一宿であり、 が納する 字島—三毛門 重要な拠点であった。 「大橋御蔵所」 $\dot{+}$ 津 (郷蔵) と「小倉道」 仲津郡の年貢の一部をい 馬継ぎはなかったが、 が あり、 (天生 「節丸手永宿」、「 田 交通上、 流 末 小倉藩 いったん 大 長井 橋 0

収

跡で、この付近はいまも「御茶屋脇」・「御茶屋下」という地 (小字名)が残っている。 -16参照)。現在の行橋市中央公民館とその周辺が、 大橋には 「御蔵所」のほかに 「大橋御茶屋」 が あ つ 御 た 茶 **図**

0) 5

行事町、 れてい 巡見使の領内巡察や藩主の廻郡のとき、 として使用され、 0) として使用された。 が浦新開、 小 倉藩内 た。 仲 企救郡のうち、 0 津郡の大橋村、 田 |川郡 御茶屋は、 城下より遠隔の地に設けられたものは、 の香春町 企救郡 小倉城下付近の御茶屋は 築城郡の椎田町に、 猪 膝町・ 0 城 野 添田 休息・昼食又は宿泊 今村 町 それぞれ設けら 金田、 呼 野 遊場 京都 Õ Ш 郡 \mathcal{O} 田

して地域文化に貢献した は かなり広く、 大橋の御茶屋は、 明治四年 武術 0 (『行橋市史』 (一八七一) には大橋洋学校の学 練習や相撲などができるように 参照 敷

この道は、 方、 天生田、 天生田 より南い 花熊 は、 木山 「石坂 越彦 Щ 鹿駅 Ш 道 崎山を経て、 と呼 ば n T W

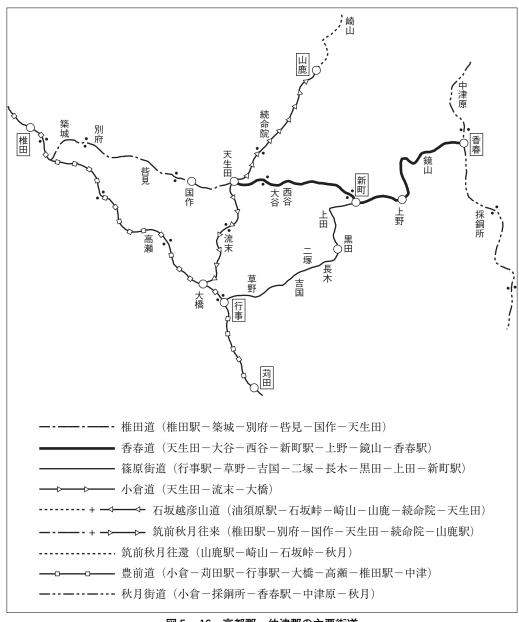


図5-16 京都郡・仲津郡の主要街道

道の呼称が異なってい

たので

「宿駅」とは、

よって、天生田

―油須原間の

か、

それとも秋月へ行くかに

油

須原駅から彦山へ行くの

いたコースと重なっている。

は、

筑前秋月往還と呼ばれて

は、 崎 スであり、 を越え、 花熊-Ш 筑前秋月往来、 石坂峠— 油須原駅へ至るコー 木 このうち、 Ш 油須原駅の間 Щ 鹿 山 駅 天生田 鹿駅 0 間

名の参勤交代や公武の旅行など、公用・藩用の 宿 駅 には、「本宿」 と「半宿」 があった。「本宿」 小荷駄の運送 は、 諸 大

ぎ立てを行うもので、

問屋がこれに当たった。

高津氏、 江・八屋などで、 小倉藩領内の 八屋宿駅問屋は紙屋がこれを務めた。 「本宿」は、 宿駅問屋は代々世襲が多く、 大里・下曽根・ 徳力・ 呼野宿駅問屋は 呼 野 松が

がこれらの機能を行ったので、やはり「本宿」といえる。 てをしたので「半宿」であるはずだが、人馬会所がなく、 Щ 鹿駅 (犀川町山鹿) は、 藩用や私用の小荷駄の運送継ぎ立 問屋

家文書) 馬とともに伝馬がいたことを示唆している。 の他村の保有馬数が平均四疋であるので、 四人、馬数九疋、 安政四年(一八五七)の「小倉藩主御廻郡覚書」(仮題・長井 宿駅としての量数を満たしている。 によると、「 御高札板一四枚であった。 宿ぐ 町も 山鹿の竈数は四九軒、 宿場町山鹿には農耕 この年、 また、 人口 御高札 長井手永 [は一九 板

大村 設置はなく、 方、「半宿」とは、 前述の、 (犀川町大村) 人馬会所詰めの庄屋や村役人がこれに当たった。 安政四年の は、 藩用の小荷駄継ぎ立てを行い、 「半宿」 「小倉藩主御廻郡覚書」に、 に準ずるものといえるであろ 問屋 0

年御巡見大村御泊

一御本陣 赤角取紙

亭

主

長 井 覚 七

-御本陣 青キ角取

長 井 雄

平

同

白キ角取紙

同

一枝平左衛門様

治左衛門

泊の上御本陣には治左衛門が亭主として、それぞれ詰めたこと にあてられた下御本陣には亭主として長井雄平が詰め、 という記事がある。これは、 を述べている。 として長井手永大庄屋長井覚七の役宅があてられ 八二人が、 日に、幕府巡見使平岩七兵衛、 諸国巡見で大村に宿泊したおり、 天保九年 (一八三八) 片桐靭負・三枝平左衛門ら 平岩には中 四 片桐の泊 月二十六 御 本陣 所

鑑帳」 しかし、 仲津郡大橋村の豪商柏木勘七直純が記録作成したものに このころに作成されたものと思われる。その中に がある。 本文中の記載年代の下限が この 「手鑑帳 には、 「嘉永三戌四 作成年代の記録がな 月 とあるの 手

尤安永子年(安永九年=

七八〇)

條目にあり

御郡中本宿相の者覚

宿

企 救 郡

間ノ宿

企 救

篠 崎

村

築 城

椎

田

村

上

毛

郡

八

屋

村

鹿 村

仲

津

郡

山

田 村

苅

京

都

郡

油

須原村 田 町 町

添

銅所 膝 原 町 村

香

里 力 村 村

徳

大

田

Ш

採

上 毛

但、人馬継ぎ仕り候事

築

築城村

但、賃銭取、人馬継ぎ

仕らず候事

仲 京 津 都

新

大

橋

村

但、馬継ぎ仕らず候

町 村 下香春之内

田

Ш

下

曽根

Ш 原 生

村 村 村

石 蒲 片

埜

村

荷物継ぎ申さず候 但、状次宿とし相立、

新町

714

沓 川 村

但、人馬継ぎ仕らざる事

御領分

岸井村

同

村の各 町村 六宿、 郡では篠崎村・片埜村・ 郡の苅田村、 は採銅所村・ とある。 本宿は、 (現、 田川郡では下香春のうち、 宿、 安永九年 企救郡では大里村・ 勝山町)、 香春町・ 合わせて一二宿であった。 仲津郡の山鹿村、 (一七八〇) 仲津郡の大橋村 猪膝町 蒲生村・ 徳力村 ・添田町・ 時点での、 築城郡の 石原町 新町 • (馬継ぎなし) 呼野 椎田村、 油 そして間 (状次宿)、 湯川村・下曽根村の 小笠原小倉藩 須原村の五宿、 村の三宿、 の宿 上毛郡の 京都郡 0) 各 田 は、 Ш 領 八屋 宿 0) 企救 京都 郡 内 新 で 0

五 幕府巡見使の小倉領内巡察

築城郡では築城村(賃銭取、

の二宿、

上毛郡の沓川村

(人馬継なし)一

宿、

更に御領分(小

人馬継ぎなし)・松江村 (人馬継ぎ)

倉新田藩 = 千束藩)

の岸井村

(人馬継ぎなし)一宿、

合わせて一

三宿であった。

幕府巡見使の道 名の土地所有権を承認する一方、幕府への 幕府巡見使の道 徳川政権は、幕藩体制の形成にあたって大

に入り、

九州を一巡するコースである。

このコースは、

九

査察を行った。びに大名領、あるときは天領に巡見使を派遣して政情・民情のがに大名領、あるときは天領に巡見使を派遣して政情・民情の維持のため、「巡見使」制度を設け、幕府は、将軍が代わるた臣従関係=奉公を強制する軍役負担を大名に課した。この体制

では、 て、 は、 代将軍)と行程」である。この表は、 視察の「諸国巡見使」、 六八一)以降」である。 未完のデータであるが、ここに表示することにした。表5―31 たものである。「巡見使」についての研究途上の報告であ 関する史料や論文・報告、更に県史や市町村史を参考に作成し 0 個別大名監察の 勝山 表 5— 「幕府巡見使」には、 図 5 | 「諸国巡見使の二豊派遣」(八~十二代将軍)」である。 主として 町域は、 -30は、「諸国巡見使の二豊 17は、「諸国巡見使の順路 小笠原小倉領であり、 「諸国巡見使」について記述することにする。 「国目付」があった。ところで、巡見使体制下 その先行形態としての「国廻り派遣」、 天領視察の 御ご (豊前・豊後)派遣(三~六 九州・ 管見の限りの、 大名領であるので、ここ 料さ 巡見使」、 四国 天和元年(一 巡見使に 諸国大名 そし

は、 巡見使の小倉領 内の行程と順路 小倉藩領内の巡見コースには、 小倉を起点に豊前国 路 まず、 (コース) 幕府巡見使の 領内をU について述べておこう。 四つのパターンがあっ 夕 ĺ ンして筑前の福岡藩領 倉藩領 内の 行 た。 程と 順